

川内原子力発電所 2 号機 第 2 1 回定期検査の概要

1 . 関係法令

原子炉等規制法 第 4 3 条の 3 の 1 5 第 1 項 (施設定期検査)

原子炉等規制法 第 4 3 条の 3 の 1 6 第 1 項 (定期事業者検査)

2 . 施設定期検査及び定期事業者検査を実施する設備

- (1) 原子炉本体
- (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
- (3) 原子炉冷却系統施設
- (4) 計測制御系統施設
- (5) 放射性廃棄物の廃棄施設
- (6) 放射線管理施設
- (7) 原子炉格納施設
- (8) 非常用電源設備
- (9) 蒸気タービン本体及び蒸気タービンの附属設備

3 . 定期検査期間中に実施する主な工事

- (1) 燃料の取替え
燃料集合体 1 5 7 体のうち、約 3 分の 1 を取り替える。

4 . その他

平成 2 8 年熊本地震を受けた特別点検を実施する。

- ・ 原子炉圧力容器、格納容器、使用済燃料ピットの点検
 - ・ 安全上重要なポンプ、ファンの基礎ボルト及び配管支持装置の点検
 - ・ 原子炉を止める・冷やす・放射性物質を閉じ込めるための、原子炉の安全確保機能を持つ設備の作動試験
 - ・ 原子炉停止用地震計、原子炉を停止するための信号を処理する安全上重要な計装機器の点検
- 等

以 上